

# 特別免許状の授与及び活用等に関する指針（概要）

平成26年6月19日策定  
令和6年5月8日最終改訂

- 特別免許状とは、**教員免許状を持たないものの、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより**、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、**都道府県教育委員会が授与する**免許状。授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている**。
- 特別免許状の円滑な授与に向けて、**平成26年に授与に係る指針を策定、令和3年5月に改訂**。さらに、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月9日中央教育審議会）を踏まえ、**特別免許状のより円滑な活用に向けて、令和6年5月8日に指針を改訂**。

## 【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

### 1. 教員としての資質の確認（（1）と（2）を満たすこと）

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②のいずれかに該当すること）。

#### R6改訂のポイント①

授与候補者の**教科に関する専門的知識経験・技能の考え方（※）について明確化**  
※教科の内容を完全に包含していなくても、**自身の専門分野を中核として、当該教科に関する知識がある場合には授与が可能**（例：化学の博士号取得者に理科の特別免許状を授与等）

**R6改訂のポイント②** 制度趣旨を踏まえ、**授与の前段階で指導方法・技術等に関し、普通免許状との同等性を過度に重視することのないよう明記**。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において  
**教科に関する授業に携わった経験**  
【最低1学期以上】  
（※特別非常勤講師としての勤務も含む）

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**  
（企業、外国にある教育施設等におけるもの）【概ね3年以上】  
（例）・企業やNPO等における英語等による勤務経験  
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験  
・外国にある教育施設における勤務経験  
・大学における助教、助手、講師経験 等

※ **優れた知識経験等を有することが確認できる場合は、①、②の確認基準によらない特別免許状の授与が可能**

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等 国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等 博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認。学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味。）

### 2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

### 3. 第三者の評価を通じた資質の確認

**学識経験者により、授与候補者の教員としての資質を確認**する。（※任命者及び雇用者が**勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能**。）

## 【その他】

**R6改訂のポイント⑤** **特別免許状を活用した採用選考の実施の促進、授与基準や手続等の透明化等について記載**

- （1）各都道府県教育委員会においては、**特別免許状の授与を前提とした採用選考の積極的な実施**を検討するとともに、受付時期や手続の利便性の向上、審査基準の明確化を含む**申請手続を透明化し、任命権者のみならず一般向けに対しても広く周知を行うこと**。
- （2）教育委員会や勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で、**特別免許状所有者の実情に応じた研修計画を立案、実施すること**。

**R6改訂のポイント③** 特別免許状授与者が、**一定の勤務経験と講習履修歴がある場合、他校種の特別免許状の授与を認めることも考えられることを明記**。

**R6改訂のポイント④** 特別免許状授与者について、**任期付きや非常勤として任用することも可能であることを明確化**。